

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の概要

事業概要・目的

○原発事故後、放射性物質を含んでいることを理由に道路等側溝堆積物の処分が困難になったことや、住民による清掃活動を中止したこと等により、道路等側溝の維持管理活動を中断している地域があり、豪雨時の路面の冠水、悪臭や害虫発生などの実害が生じている。

○そのため、除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援することにより、道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生の加速を促進します。

資金の流れ・事業スキーム

復興庁



県・各市町村

期待される効果

道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援することにより、維持管理活動を再開でき、原子力災害からの復興・再生を加速化させる効果が期待できる。

事業イメージ・交付対象事業

(1) 対象地域・団体

福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村

(2) 対象要件

- ・原発事故後、道路等側溝の維持管理活動が中断していると認められ、事業実施後は維持管理活動が再開可能であること。
- ・最終処分場又は仮置場が確保されており、本事業で撤去する堆積物が確実に搬入できること。
- ・除染等の措置により道路等側溝堆積物を撤去・処理していないこと。
- ・一地区、一回に限り支援を行う。

(3) 交付対象事業

① 基幹事業

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業

※堆積物により側溝の閉塞が生じ実害が発生している地区若しくは原発事故後、維持管理活動が中断している地区の市町村が管理する道路又は当該事業を行う地区内に存在する福島県が管理する道路の側溝の堆積物を撤去・処理する事業

② 効果促進事業

「基幹事業」と一体となって効果を増大させる事業等（基幹事業の事業費の35%を上限とする）

・関連側溝堆積物撤去・処理支援事業 等

(4) 交付額

従前の維持管理活動に係る費用を控除して算出する交付対象事業費に1/2を乗じて得られる額